

平成 28 年 4 月 15 日

三重県議会議長 中村進一 様

会派名 草の根運動みえ
会派代表者 稲森 稔尚
質問者 稲森 稔尚



文書質問書

三重県議会基本条例第 14 条の 2 の規定に基づき、次のとおり文書による質問を提出いたします。

1 質問項目及び内容

1 18 歳選挙権を踏まえた高校生の学校外での政治活動について

- (1) 昨年 10 月の文部科学省初等中等教育局長通知によると「必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うことが求められる」とあるが、県としてどのように対応をするのか示されたい。
- (2) 学校外の政治活動について届け出制や許可制とする方針の県もあるが、本県ではどのように対応するのか示されたい。
- (3) 届け出制や許可制とした場合、日本国憲法が保障する集会・結社・表現の自由、思想・良心の自由を侵害する恐れがあると考えるが見解を明らかにされたい。

2 質問の趣旨及び理由

18 歳選挙権の実施にかかわり文部科学省が高校生の政治活動に関して様々な制限を設ける動きを強めているが、本来、個人が権利の主体として政治や社会問題に関心を寄せ行動していくことに介入すべきではなく、高校生が政治活動への参加を委縮させるようなことや憲法が保障する諸権利を侵害することはあってはならないと考え質問する。

3 回答を求める者

教育長

